



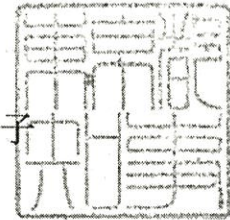
2 福保健食第 2072 号

東京都食品安全審議会

東京都食品安全条例（平成16年東京都条例第67号）第二十六条第二項の規定に基づき、下記のとおり諮問する。

令和3年3月19日

東京都知事 小池 百合子



記

1 諮問事項

ふぐの取扱い等に関する制度の在り方について

2 諮問理由

東京都では、ふぐの毒に起因する食中毒の未然防止を図るため、東京都ふぐの取扱い規制条例（昭和61年東京都条例第51号）において、ふぐ調理師以外の者によるふぐの取扱い及び認証を受けたふぐ取扱所以外の場所でのふぐの取扱いを禁止している。加えて、有毒部位の除去されたふぐ加工製品の取扱いについて、届出制度を設けている。

今般、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の改正に伴い、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）にふぐを処理する営業者の義務及び施設基準が新たに規定された。併せて、令和元年10月に厚生労働省から、ふぐ処理者の認定要件の全国的な平準化を目的とした基準が示された。

このような国の動きや都内におけるふぐの流通状況等を踏まえ、東京都におけるふぐの取扱い等に関して、都民の安全・安心を確保するための制度の在り方について諮問する。